

令和7年度 重要水防箇所の見直しにおける評価方法

今後も新たな調査の実施・工事の進捗等を必要に応じて反映するとともに、適時・適切に精査変更を実施していく。

■【越水（溢水）】

- ・越水（溢水）の重要水防箇所は、堤防高と流下能力より評価。
- ・堤防高については、昨年度の重要水防箇所から、令和6年度末時点で築堤が完了した区間を評価変更して残った箇所。
- ・流下能力については、昨年度の重要水防箇所から、令和6年度末時点で河道掘削等が完了した区間を評価変更して残った箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。

■【堤体漏水】

- ・堤防詳細点検※1の結果を新たな基準※2に照らし、堤体漏水の危険性がある区間を抽出。この区間から堤防詳細点検後に対策工事を実施した区間等を除外して残った箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。

■【基礎地盤漏水】

- ・堤防詳細点検※1の結果を新たな基準※2に照らし、基礎地盤漏水の危険性がある区間を抽出。この区間から堤防詳細点検後に対策工事を実施した区間等を除外して残った箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。

※1 吉野川における浸透に関する堤防詳細点検：平成17・19年に実施。河川特性や被災履歴等から、同様の性質を有すると考えられる区間（一連区間）を設定し、その区間における代表断面から堤防の諸元を点検。

※2 重要水防箇所評定基準（案）：平成31年に改定。水防活動を効率的・効果的に行うため、水防活動の優先度をより明確化できるように水防活動（工法）に直接結びつくものとするとともに、堤防破壊リスクの評価手法に関する新たな知見を活用して見直し再整理。

■【水衝、洗堀】

- ・昨年度の重要水防箇所及び水衝、洗堀による新たな被災箇所から、令和4年度末時点で対策が完了した区間を評価変更して残った箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。なお、今年度、評価変更した箇所はない。

■【工事施工】

- ・令和6年度の出水期に堤防を開削予定の工事箇所。

■【新堤防・破堤跡・旧川跡】

- ・令和6年度末時点で築堤後3年以内の箇所。または破堤跡、旧川跡のある箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。

■【工作物】

- ・基準※3に照らし改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所
- ・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所、あるいは洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。

※3 河川管理施設等応急対策基準：平成28年4月1日改定。

■【陸間】

- ・陸間が設置されている箇所。なお、今年度、評価変更した箇所はない。